

## 総合評価落札方式の評価基準の改正について

### 1 実施時期

令和3年4月1日入札公告分より適用します。

### 2 主な改正内容

#### (1) 「本市施策への貢献」の評価項目の改正

「本市施策への貢献」の評価項目に、新たに「女性の活躍の取組み」及び「ワーク・ライフ・バランスの取組み」を追加します。

評価基準は、以下のとおりとなります。

本市 施策 への 貢献	(1)環境配慮の取組み	① 本市内所在の事業所 <sup>※8</sup> で ISO14001 の認証を取得している者又は本市エコ事業所に認定されている者	1	合計3点まで	3
	(2)障害者の雇用状況	① 本市の障害者雇用促進企業に認定されている者	1		
		② 本市の障害者雇用企業に認定されている者	0.5		
	(3)子育て支援の取組み	① 本市の子育て支援企業に認定されている者	1		
	(4)女性の活躍の取組み	① 本市の女性の活躍推進企業に認定されている者	1		
(5)ワーク・ライフ・バランスの取組み	① 本市のワーク・ライフ・バランス推進企業に認証されている者	1			

#### (2) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う評価期間の変更

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、「地域貢献度・地域精通度」の評価分野における防災訓練での活動実績及びボランティア活動実績等の評価期間を、1年間延長するよう変更します。通常、評価期間が過去1年間の場合は、過去2年間となります。

#### (3) 住宅都市局が発注する総合評価落札方式の評価基準の変更

住宅都市局が発注する総合評価落札方式について、令和2年度以前は建築系工事（建築工事、電気工事、管工事等）と土木系工事（一般土木工事、舗装工事、造園工事等）で同じ評価基準を設定していましたが、令和3年度より建築系工事と土木系工事の評価基準を分離して設定します。

※詳細につきましては、各工事案件の入札公告及び技術提案等資料の作成の手引きをご参照ください。

お問合せ先

財 政 局 契 約 部 工 事 契 約 課

TEL972-3072

住 宅 都 市 局 監 理 指 導 室

TEL972-2914